

## 各団体のヒアリングを聞いての意見等

20170710

企画調査会委員 亀井 伸雄

**1 歴史文化基本構想の推進とその実現のために**

地域に伝えられた多様な文化財を、一定のテーマのもとに包括して保存活用を図っていくことは、地域の歴史や生活文化そのものを発展継承していくことになる。文化庁がこれまで進めてきた「歴史文化基本構想」はこうした地域の文化財を総合的に捉え、保存活用していく上で必要な基礎情報を示したものであるが、この構想を実現していくためには、文化財の保存及び活用を具体的に図ることができるような枠組(たとえば実行計画を国が認定し、文化財の保存活用に資するソフト・ハード両面の予算配分を優先的に図るなど新たな事業メニューなど)の構築が必要で、それが出来れば実効性が増すと期待できると考える。

文化庁の歴史文化基本構想とほぼ時を同じくして平成 20 年に制定された文科省(文化庁)、国交省、農水省の共管になる「歴史まちづくり法」における「歴史的風致維持向上計画」との関連については、これまで歴史文化基本構想をまず纏め上げ、これをもとに向上計画を立案するのが望ましいとしているが、上記同様このことを法的に担保する何らかの仕組み(難しいと思うが)ができれば、実効性が増すのではないかと思う。

要は、総合的把握の後の保護措置が個別文化財(国の場合は国指定に限定される)の保護対応に任されるのではなく、地方が一体的、主体的に取り扱うことができる新たな仕組みを創設することが必要と考える。

**2 文化財保護に資する諸計画の法定計画化と実施主体への現状変更等権限の委譲**

不動産文化財の保存活用に関しては、現在「保存活用計画」、「保存管理計画」などを立てて保護にあたるように指導しているが、全史協(会長:国分寺市長)からの提案にあったように、これらの計画を権威付けるため、文化庁長官の承認とともに一部の権限委譲を図り柔軟な対応ができるように新たな法的枠組みをつくる。これは、減ることのない文化財の個々の保護に対応して、計画に基づく現状変更等の行為は地方に任せ、主体的に保護にあたることができるようにするもので、迅速な対応とともに結果として文化財保護にあたる人材育成にもつながると考える。

**3 文化財行政に携わる人材の育成のための公的研修機関の設立**

文化財保護行政に携わる行政担当者の役割はきわめて大きいものがある。従来も文化庁による各種行政担当者研修、奈良文化財研究所の埋文研修、東文研の学芸員研修など個別に行われてきた人材育成のための研修を統括拡大する研修機関として文化財大学の創設(他省庁の事例、建設大学校、消防大学校、自治大学校など)を図ってはどうか。京都には各種現場があり、視察自習等の素材には事欠かないと考える。文化庁の京都移転を機に研修機関の構築を考えてはいかがか。また、教育委員会に「文化財主事」を置く規定を定め、一

定の研修を受けた職員(専門職)を任命し、例えば、保存活用に関する指導助言や一定の現状変更等の権限委譲(必要に応じ地方文化財保護審議会を活用)の業務を担当させることで地方自治体の自主性の確立とともに業務の効率化、迅速化を図ることができるのではないかと思う。

#### 4 文化財行政機関と所有者等との間に立つ組織等

##### 4-1 ヘリテージマネージャー制度の確立

兵庫県を筆頭に府県を中心に広がっているヘリテージマネージャー制度は、民間活力による地域の文化財保護のための日常的活動体制の強化につながると評価されている。制度の更なる普及、質の向上のため、国として資格制度の創設など職能を権威付けることが考えられないか。

##### 4-2 文化財保護団体(仮称)の認定制度の創設。

同団体は、所有者に代わって文化財の管理活用、保存の主体となりうる。これは保護法第31条に定める管理責任者、または第32条の2に定める管理団体制度との調整を要するが、活用に関してという点に注目するのであれば、別途の規定にした方が柔軟性が保てるのではないかと考える。類例(?)として景観法の「景観整備機構」、歴史まちづくり法の「歴史的風致維持向上支援法人」があるので参考になろう。

##### 4-3 文化財保護指導員(法第191条)の活用

保護法第191条に規定されている都道府県教育委員会に置くことができる文化財保護指導員制度、条文に「文化財保護指導委員は、文化財について、**随時、巡視を行い**、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。」とあり、いわゆる「文化財パトローラー制度」といわれるように文化財の保存状態の巡視が主な仕事になっているように思える。本来の趣旨は、適切な保存管理活用が図れるような業務が期待されているのであり、業務に関わる部分の条文の見直しが必要になろう。その際、都道府県でなく広く中核都市まで配置することができるように拡大することも考えられよう。

#### 5 文化財保存修理のための技術者等の養成と資格制度の創設

文化財保存修理の実施にあたり専門的職能の存在は不可欠で、国宝・重要文化財等については現在選定保存技術者または保存団体として認定された方々の手によって保存修理事業が営まれている。これら技術者等は、大学での専門コースや専門学校、職業訓練校(建造物関連分野の例;行田市:ものづくり大学、富士宮市:日本建築専門学校、富山:職芸学院、金沢市:職人大学校)などで養成されているが、その多くは現在の産業に求められる職種に限定された感がある。文化財修理技術者等は、各種学校の卒業後は文化財修復関係の専門会

社等で日常業務を通して自らの技量を磨いている。文化庁の選定保存技術認定団体に所属した場合、文化庁やそれぞれの団体等が催す研修を通して初級、中堅、上級など段階的に技量を挙げることによって処遇されている。例えば、建造物の分野では、その地位に応じて文化財の規模や価値に対応した保存修理の設計監理業務に従事することができる仕組みになっている。

文化財の修理は、幅広い知識とともに高度な技術・技能が要求される特殊な技術者集団である。貴重な文化財の保護の観点から、修理事業の業務を独占的に取り扱うことが求められると考えるが、それを裏付けるために国家的な資格制度の創設が必要と考える。各技術者等は、資格取得によって社会的認知が得られ、職業意欲が掻き立てられることになり、業績次第で棟梁（マイスター）として社会的地位向上にもつながるものとする。これによって、後継者確保の道も開かれると考える。

また、文化財の種別や対象が拡大の一途をたどっている現在、その保存に必要な技術や技能は益々多方面に拡大しているのが現状であることから、選定保存技術としての枠をさらに広げ技術者等の確保と育成も急務になっていると考える。

## 6 文化財をめぐる優遇税制の検討

「重文民家の集い」の代表から提言された相続税対策であるが、たとえば都市農地の緑としての効用等から、公益性を認識し 30 年間にわたり継続して農業経営するのであれば相続税を免除するような規定があったように記憶している(間違っていたら失敬)。

これを応用して、共有財産として「認定された公開活用計画」に従い 30 年間にわたり活用を図ることを条件に納税を当面留保するような方策が考えられないか研究されたい。また、固定資産税の減免等について効用が薄いような発言があったが、地価の高いところでは効果大であり、引き続きその維持に努められたい。